

特定非営利活動法人

空き家予防・終活支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人空き家予防・終活支援センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿五丁目 23 番 3 号 HIKARIO grande 301 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、とりわけ高齢者及びその家族等を対象として、終活及び住まいに関する中立的かつ公益的な情報提供、相談支援及び普及啓発活動を行い、空き家の発生を未然に防止するとともに、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
-

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申込みがあつたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
-

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
-

(報酬等)

- 第18条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
-

第4章 会議

(種別)

- 第19条** この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第20条** 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 監事の選任及び解任
 - (6) 役員の報酬
 - (7) 解散における残余財産の帰属
 - (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条** 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があ

ったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(随機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 雑則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	吉羽 健太
理事	佐藤 雄一
理事	小林 義崇
監事	小畑 明彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 0円

賛助会員(個人・団体) 0円

(2) 年会費 正会員(個人・団体) 5,000円

賛助会員(個人・団体) 1口 1,000円 5口以上

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 空き家予防・終活支援センター

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	ヨシバ ケンタ 吉羽 健太	無	代表理事
2	理事	サトウ ユウイチ 佐藤 雄一	無	
3	理事	コバヤシ ヨシタカ 小林 義崇	無	
4	監事	オバタ アキヒコ 小畑 明彦	無	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

令和8年度 事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 空き家予防・終活支援センター

1 事業実施の方針

本法人は、終活および住まいに関する課題が深刻化する前段階において、市民が安心して相談できる「入口」となることを目的とし、中立的かつ公益的な立場から情報提供および相談支援を行う。

設立初年度においては、法人の基盤整備を最優先としつつ、無理のない範囲で相談会・情報提供活動を実施し、行政・地域団体・専門職との連携体制の構築を進める。あわせて、終活と空き家予防に関する正しい知識の普及を通じ、市民の意識啓発を図ることを基本方針とする。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【700】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業	自宅を空き家にしないための終活相談会の開催	随時	新宿区 渋谷区 世田谷区 品川区 文京区 板橋区 北区	各回5人	相談会参加者	100人	700

令和9年度 事業計画書

成立の日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 空き家予防・終活支援センター

1 事業実施の方針

初年度に引き続き、相談会・情報提供活動を実施し、行政・地域団体・専門職との連携体制の構築を進める。あわせて、終活と空き家予防に関する正しい知識の普及を通じ、市民の意識啓発を図ることを基本方針とする。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【700】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業	自宅を空き家にしないための終活相談会の開催	随時	新宿区 渋谷区 世田谷区 品川区 文京区 板橋区 北区	各回5人	相談会参加者	100人	700

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人 空き家予防・婚活支援センター

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		150,000
	正会員受取会費	50,000	
	賛助会員受取会費	100,000	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		0
	事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			150,000
【B】 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		50,000
	会議費	5,000	
	旅費交通費	0	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	20,000	
	会場費	20,000	
	消耗品費	5,000	
	通信運搬費	0	
	地代家賃	0	
	減価償却費	0	
	広告宣伝費	0	
事業費計			50,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		0
管理費計			0
経常費用計			50,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			100,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			100,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③-④+⑤			30,000

令和9年度 活動予算書

特定非営利活動法人 空き家予防・終活支援センター

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		150,000
	正会員受取会費	50,000	
	賛助会員受取会費	100,000	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		0
	事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			150,000
【B】 経常費用			
1	事業費		0
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		50,000
	会議費	5,000	
	旅費交通費	0	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	20,000	
	会場費	20,000	
	消耗品費	5,000	
	通信運搬費	0	
	地代家賃	0	
	減価償却費	0	
	広告宣伝費	0	
事業費計			50,000
2	管理費		0
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		0
管理費計			0
経常費用計			50,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			100,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			100,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		30,000
次期繰越正味財産額③-④+⑤			60,000

特定非営利活動法人 空き家予防・終活支援センター 設立趣旨書

近年、我が国では急速な高齢化の進行や家族形態の変化を背景に、空き家が増加しています。空き家は街並みの景観を損なうことに留まらず、害虫・害獣の発生などの衛生上の問題、放火や不審火などの事故が起きる原因となります。

それまで人に使われていた建物がいつのまにか誰も使わなくなってしまう、いわゆる空き家問題は、本来であれば人生の早い段階から家族と共有し、段階的に準備を進めることで未然に防ぐことができる課題であり、いわゆる「終活」が空き家を発生させないための貴重な予防策となります。

これまで私たちは、「終活」に関する基礎的な知識の講義や個別相談会の開催、専門家や関係機関への橋渡し、行政や地域団体との連携など、問題が深刻化する前段階での予防的な活動を行ってきました。その中で、もっと早く動いていれば空き家にならなかった事例を幾度も見てきました。

そこで、本活動をより活発化し、多くの人々が適切な「終活」をすることで空き家の発生を予防し、日本の各地域が暮らしやすい街であり続けることのサポートをしていきたいです。

本活動は公益性が高く住民全体の利益に資するものであることから、非営利性を明確にし、透明性のある運営を行うために特定非営利活動法人として法人化することが最適であると考え、ここに特定非営利活動法人空き家予防・終活支援センターを設立するものです。

令和 8年 3月 11日

設立代表者

住 所

氏 名

吉羽 健太